

**確定申告相談会**

⑩1000825

**◆年金受給者の方**

**対象**…年金受給者の方で、還付を受けるための申告書を提出する方 **日時**…2月1日(水)～15日(水) / 土・日曜日、祝日を除く / 午前9時～正午、午後1時～5時 **場**

**所**…豊橋税務署(豊橋地方合同庁舎内)

**◆住宅を取得した方**

**対象**…給与所得者の方で、金融機関などから借入をして新築または中古住宅を取得された方(一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができますが、添付書類が必要となります。詳細はお問い合わせください。)

**日時**…2月1日(水)～15日



(水) / 土・日曜日、祝日を除く / 午前9時～正午、午後1時～5時 **場所**…豊橋税務署(豊橋地方合同庁舎内)

**▼豊橋税務署**

☎(0532)526201

**手書きで申告書を作成されている方へ**

⑩1000825

確定申告書は国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) で作成できます。

国税庁HPの「確定申告書作成コーナー」を利用して、画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

平成28年分の確定申告に当たっては、「確定申告書作成コーナー」を利用し、作成した確定申告書は印刷して所轄税務署に郵送などにより提出してください。

また、『e-Tax』(電子申告)では、所得税・法人税・消費税などの国税の申告および納税などがインターネット

を利用して行うことができます。

e-Taxを利用することによって添付書類の提出が省略でき、書面申告に比べ還付金処理が早くなるなどメリットがあります。

利用方法など、詳細は国税庁HPをご覧ください。

**▼豊橋税務署**

☎(0532)526201

**確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です**

⑩1000825

マイナンバーを記載した申告書などを提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類を提示するか、その写しを申告書などに添付する必要があります。

申告書などを提出する際は、次のいずれかのもを提示またはその写しを添付してください。

- ①マイナンバーカード
- ②通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※マイナンバーカードを利用

して、ご自宅などのパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要があります。

※詳細は、国税庁HP「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」(<http://www.nta.go.jp/mynumber/info/index.htm>)をご覧ください。

**▼税務課**

☎233509 FAX230180

**確定申告書によるお問い合わせはお電話で**

申告に関するご質問や必要な書類の確認をしたいとき

**▼豊橋税務署**

☎(0532)526201

◎作成コーナーの操作が分からないとき

▼e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎(0570)015901

(受付…月～金曜日 / 午前9時～午後5時 / 申告期間中は午後8時まで)

◎マイナンバーカードに関するICカードリーダーライタの設定などが分からないとき

▼マイナンバー総合フリーダ

イヤル

☎(0120)950178

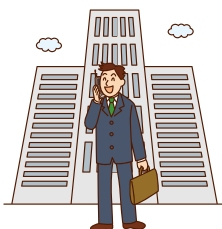
(受付…月～金曜日 / 午前9時30分～午後8時、土・日曜日、祝日 / 午前9時30分～午後5時30分、年末年始を除く)

**個人住民税は給与天引き(特別徴収)で**

⑩10003513

地方税法および田原市市税条例の規定により、給与を支払う事業主は、原則として個人住民税(市民税+県民税)を特別徴収しなければなりません。

東三河 8市町村  
では特別徴収未実施の事業所を、平成28年5



月から「特別徴収義務者」に指定しています。

また、特別徴収を実施していない事業主の方は、切り替えをお願いします。

**▼税務課**

☎233509 FAX230180